

「こども食堂」奈良っ子はぐくみキャンペーン事業補助金 募集要領

1 趣旨・目的

- 「こども食堂」が実施する、子どもへの食事提供だけでなく、親子が食事や交流を通して地域の人とつながる居場所を提供する子どもはぐくみ活動や物価高騰により苦しむ県民を支援するため、「こども食堂」を運営する団体に対し、補助対象事業を行うために要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付します。

2 応募団体の資格

- 奈良県内で「こども食堂」を運営し、次に掲げる要件を満たす団体（営利団体を除く。）とします。
 - (1) 代表者が定められ、事業運営を適切に行うことができる団体であること。
 - (2) 特定の政治的又は宗教的活動をする団体でないこと。
 - (3) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体でないこと。

3 補助対象となる事業

- 補助金の交付の対象となる事業は、次に定める要件を全て満たす事業とします。
 - (1) 幅広く子どもが参加できる「こども食堂」を補助対象期間後も定期的に実施すること。
 - (2) 「こども食堂」が、補助対象期間中において、下記のいずれかの取組を行うこと。
 - ア 子ども・保護者への食事提供や、子どもが調理を楽しむ機会の提供
 - イ 季節毎の行事の開催
 - ウ パーティー料理、デラックス弁当等の提供
 - (3) 補助対象期間において前号に規定する取組を行う際には、参加者（保護者等を含む。）の利用料を無料にすること。なお、従前から参加者の利用料を無料にしている場合も補助対象とする。
 - (4) 集合型で「こども食堂」を開催する際は、食事の提供だけでなく、参加者が配膳等の手伝いを行う、食育等の学習、宿題を教える自主学習、参加者同士がコミュニケーションを図る遊び等の取組を可能な限り実施することにより、地域の人達と安心して過ごすことのできる「居場所」の機能を提供すること。
 - (5) デリバリーやテイクアウトにより「こども食堂」を開催する場合は、食事の提供だけでなく、必要に応じて参加者の様子を確認するなどの見守り活動を行うこと。
 - (6) 実施団体関係者等特定の者のみを対象とした運営ではなく、子どもや保護者が広く参加できるよう広報活動を行うこと。
 - (7) 団体が自ら調理した食事等を提供する場合は、食品衛生に関する講習会を受講した者又はこれと同等とみなすことができる者を少なくとも1名配置することにより、食品衛生法（昭和22年法律第233号）をはじめとする諸法令等を遵守した運営に努めること。
 - (8) 周囲の環境等に配慮すること。また、食中毒等の安全の確保を十分に図ることとし、傷害保険に加入していることが望ましい。
 - (9) 県の他事業（こども食堂認証制度事業、こども食堂等による地域づくり推進事業を除く。）の補助対象となっていないこと。

4 補助の対象期間

- 補助の対象期間は、交付決定日から交付決定年度の3月末日までの期間です。
ただし、5月29日までに適正な申請書をご提出いただいた場合は、4月1日から当該決定年度の3月末日までの期間を対象とします。
(上記期間中に実施し、かつ、完了する事業であることが必要です。)
本補助金は国の「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」を財源として行っており、3月末までに精算及び補助金の交付を行う必要がございます。
そのため、3月末まで補助を希望される場合、交付申請及び実績報告を2月分までと3月分の2種類ご提出いただく必要があります。
ただし、3月分の精算と補助金の交付については、4月以降になる予定です。

5 選定件数及び補助金額等

- 選定件数
20件程度
- 補助金額
「こども食堂」が、補助対象期間中に補助対象事業を行うために要する経費とし、1団体につき、補助対象期間（月単位、最大12か月）に月額上限6万円を乗じて得た額を限度とします。（最大72万円まで）
ただし、こども家庭課の他の補助金の補助対象として申請している経費及び寄付金、他団体からの補助金等その他の収入額は差し引きます。
※算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。
- 補助対象経費
 - ・ 食材費（弁当購入費、食材、調味料等）
 - ・ 使用料及び賃借料（会場使用料、調理器具等のレンタル料等）
 - ・ 消耗品費（チラシ印刷代、洗剤・ラップ等の台所用品、食器類、調理器具等の取得価格又は評価価格が2万円未満のもの）
 - ・ 報償費及び旅費（ボランティアへの謝金及び交通費）

6 応募方法

- 所定の申請書類に必要事項を記入のうえ、奈良県こども家庭課まで、可能な限りメールでご提出ください。
メールでの提出が難しい場合は、郵送・持参での申請も受け付けます。ただし、特に郵送の場合は、締切日までに必ず届くことを確認して送付してください。
- (1) 申請期限
随時申請を受け付けておりますが、交付決定を希望する月の前月の20日までに交付申請書の提出をお願いいたします。（20日が土日祝の場合は次の平日までを期限とします。）
ただし、4月分～6月分については5月29日（月）まで交付申請書の提出を受け付けております。

※持参の場合の受付時間は、8時30分～17時00分（土日祝及び12時～13時を除く）

※締め切り間際に提出されると、書類に不備が多数見受けられた場合に、補正に時間がかかるため、やむを得ず次回の締切分の申請として受付することになり、補助上限額が下がる可能性がありますので、余裕をもってご提出ください。

※先着順につき、募集期間内であっても、申込件数が予算に達した場合は、早期に受付を終了することがあります。

(2) 申請書類

本事業に応募する団体は、次の書類を1部作成し、提出してください（申請書類はお返しいたしませんので、必ずコピーをとっておいてください）。

- ①補助金交付申請書（第1号様式）
- ②事業計画書（第2号様式）
- ③収支予算書（第3号様式）
- ④誓約書（第4号様式）
- ⑤団体の定款、規約、会則、設立趣意書又はこれに準ずるもの

※申請書類の様式の電子データは、奈良県こども家庭課のホームページ上に掲載されていますので、ご利用ください。

7 受付・審査方法

○ 受付方法

記入内容に記入漏れがなく、必要書類が全て揃っていることが確認できた団体から、先着順に申請書の受付とします。

○ 審査方法

次を満たしていることを選定条件として、書面審査により、補助団体を決定します。なお、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

- ・申請団体が「対象団体」の要件を全て満たしていること
- ・補助金充当経費が「対象事業費」の要件を全て満たしていること
- ・申請事業内容について、実現性があること
- ・本県の他の補助金（こども食堂認証制度事業、こども食堂等による地域づくり推進事業を除く。）の補助を受けていないこと

○ 補助金の交付決定結果

補助金の交付決定の可否については、申請団体すべてに通知します。（予算額に限りがありますので、申請状況に応じ、交付決定額を調整する場合があります。）

8 補助事業の流れ

① 事業の公募	6 (1) のとおり ※募集期間内であっても予算額の上限に達した場合は、早期に受付を終了します。
② 事業の審査	書面審査により、補助団体を選定 (必要に応じて、ヒアリングを実施。原則として先着順としますが、予算額に限りがありますので、交付決定額を調整する場合があります。)
③補助団体・補助金 交付額の決定	申請受理日より、概ね3週間以内に交付決定の可否を通知
③ 事業実施	交付決定日から交付決定年度の3月末日 (通常、交付決定は申請書を提出いただいた日以降になりますが、5月29日までに申請書を提出いただいた場合は最大当該年度の4月1日まで遡って交付決定することが可能です。) 事業計画書に沿って事業を実施
⑤実績報告・精算払	○「事業の完了の日から起算して30日を経過した日」又は、「補助対象期間の末日」のいずれか早い日までに実績の報告が必要となります。 ○実績報告を確認後、補助金の精算払を行います。

9 留意事項

○ 選定された団体の義務

選定された団体は、別途定める県の補助金交付要綱の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務等を負います。

【問い合わせ・応募先】

奈良県 こども・女性局 こども家庭課 家庭福祉係

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL 0742-27-8678 / FAX 0742-27-8107

メール kodomo@office.pref.nara.lg.jp